

千葉県警察機動装備センター現場支援要領の制定について

平成12年3月27日例規（装）第13号

警察本部長

〔沿革〕	平成14年4月例規（警）第40号	平成16年3月例規（警）第21号
	平成17年3月例規（警）第22号	平成18年3月例規（警）第10号
	平成23年3月例規（警）第9号	平成24年3月例規（警）第17号
	平成26年3月例規（警）第14号	平成29年6月例規（警）第35号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成12年4月1日から施行することとしたので、効果的に運用されたい。

なお、千葉県警察機動装備班の運用要綱の制定について（平成8年例規（装）第32号）は、廃止する。

別添

千葉県警察機動装備センター現場支援要領

第1 目的

この要領は、千葉県警察機動装備センター（以下「機動装備センター」という。）による現場支援について必要な事項を定め、もって各種装備資機材の総合運用及び有効活用並びに現場への装備支援の充実を図ることを目的とする。

第2 機動装備センターの現場支援

機動装備センターは、次の各号に掲げる現場支援を行うものとする。

- 1 装備資機材の現場搬送又は貸出し
- 2 証拠保全等を必要とする車両等の搬送
- 3 高度な技能を必要とする装備資機材の設置、操作等の技術支援
- 4 装備資機材の操作要領等の指導教養

第3 運用

- 1 所属長は、機動装備センターの支援を必要と認めるときは、機動装備センター長（以下「センター長」という。）を経由して装備課長に対し支援要請を行うものとする。
- 2 支援要請を受けた装備課長は、その必要性を判断の上、前記2に掲げる現場支援を行うものとする。
- 3 派遣された機動装備センター員（以下「センター員」という。）は、派遣先の所属長の指揮を受けるものとする。
- 4 派遣されたセンター員は、派遣結果を機動装備派遣結果報告書（別記様式）により装備課長に報告するものとする。

第4 センター長の責務

センター長は、機動装備センターの運営に当たり、常に現場の意見要望を反映した「期待される機動装備の実践」に努めるとともに、計画的な指導教養によりセンター員等の知識及び技能の向上を図るものとする。

以下別表等省略